

# 知新5

## 信頼される技術者の育成

### 1. 地質調査技士検定試験制度

社団法人全国地質調査業協会連合会では昭和41年、ボーリング等地質調査の現場作業に従事する技術者を対象に「地質調査技士資格検定試験制度」を発足させ、これまでに約20,000名(登録継続中の資格者は約14,000名)の資格者を輩出してきました。

昭和52年に施行された「地質調査業者登録規定」で規定された営業所毎に置く現場管理者に対応させるため試験内容の見直しを図り、また、昭和59年にはこの試験制度が建設大臣認定(この認定は平成13年3月に廃止されています。)となったのを機に登録更新制を導入する等の改正を行いました。

近年の社会資本整備の減少化などの建設市場の急激な変化もあり、地質調査業は環境分野や民間分野への新たな展開を果たすことが求められています。このよう

な状況を踏まえ、平成14年度以降、「地質調査技士資格検定試験制度」の見直しを図り、発注者が求める技術者資格、市場に適合する技術者資格という視点から試験制度を次のとおり改正しました。

- ①平成15年度の試験より、現場で実際に機械等の操作を行う「現場調査部門」と、地質調査技術者として現場に関わる「現場技術・管理部門」の2つの部門に分け、それぞれの資格内容に応じた試験に改めた。
- ②平成16年度から新たな地質調査技士の部門として「土壌・地下水汚染部門」の試験を追加・実施した。
- ③平成18年度から「現場技術・管理部門」を3つのコースに細分化し、地質調査コース、土質試験コース、物理探査コースを設けた。

#### 新しい地質調査技士試験制度

部 門	コ ー ス
現場調査部門	土質コース
	岩盤コース
現場技術・管理部門	地質調査コース
	土質試験コース
	物理探査コース
土壌地下水汚染部門	

国土交通省は、平成19年度に地質調査業務共通仕様書の改訂を行い、この中にある地質調査業務の主任技術者の資格要件について、業務内容により「地質調査

技士」資格を追加されました。このことから、地質調査技士に課せられた役割と期待は、今後ますます大きくなるものと言えます。

## 2. 地質情報管理士検定試験制度

情報化への対応は企業活動における合理性の追求という枠組みを越え、各企業にとっての経営戦略そのものといえます。また、電子納品及びこれらの情報公開や共

- ①地質調査の現場実務の経験があり、現場管理・品質管理・工程管理ができる。
- ②CALS/ECに関する理解と地質調査報告書の電子納品の実務経験があり、電子納品する情報の品質管理ができる。
- ③地質情報とそのデータベース化に関する理解と基礎知識があり、かつ品質管理ができる。
- ④GIS (Web-GISを含む)に関する理解があり、地質情

以上の状況を踏まえ、全国地質調査業協会連合会では、共同で情報技術の高度化を推進してきた日本情報

有化により、以下の情報技術に精通した地質技術者が必要不可欠となっています。

- 報などをGISで可視化するための基礎知識を有する。
- ⑤新旧測地系に関する基礎知識を有し、位置情報を正確に評価できる。
- ⑥電子認証や電子公証制度に関する基礎知識を有する。
- ⑦JIS、ISO等で規定されている地盤情報を正確に理解して、実務に利用することができる。
- ⑧情報を取り扱う上で必要な留意事項について理解を有する。

地質学会とも連携を図り、地質情報管理士試験制度を設立し運用を開始しています。

## 3. 専門技術の教育・訓練システム

全国地質調査業協会連合会は、平成7年に人材育成プログラムを作成し、企業の人材育成を支援するとともに、技術フォーラムや各種セミナーの開催による技術開発・技術向上の推進に積極的に取り組んでいます。

さらに、平成13年10月には、日本応用地質学会、日本地質学会、日本地下水学会、日本地すべり学会、物理探査学会、日本情報地質学会と共同で技術者の生涯学習支援などを目的とした、「土質・地質技術者の生涯学習ネット(ジオ・スクーリングネット)」を立ち上げ、CPDの登録を行っています。

<http://www.geo-schooling.jp>



(社)全国地質調査業協会連合会「社会に貢献する地質調査業」を要約